

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱

(目的)

第1条 この制度は、区内中小規模事業者（個人事業者を含む。）に対して、予算の範囲内で利子補給金及び信用保証料補助金（以下「利子補給金等」という。）を支給することにより、低公害車の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、もって低炭素社会への転換を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都要綱 東京都環境保全資金融資あっせん要綱をいう（以下「都要綱」という。）
- (2) 中小規模事業者 都要綱に規定する中小企業者をいう。
- (3) 車両の購入 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条に基づく新規登録の申請を伴う自動車の購入をいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金等の交付を受けることのできる者は、現に事業を営んでいる中規模事業者（個人事業者を含む。）で、主たる事業所又は店舗が区内にある者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 都要綱に規定する融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている者
- (2) 使用の本拠が足立区内であること。

(交付対象車)

第4条 利子補給金等の交付の対象となる車両は、都要綱に規定する融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている車両とする。

(利子補給の内容等)

第5条 本要綱に基づいて交付する利子補給金の額は、利子と都の利子補給金との差額とする。

2 前項の利子補給金の総額は、予算に定める額を限度とする。

(信用保証料補助の内容等)

第6条 本要綱に基づいて交付する信用保証料補助金の額は、信用保証料と都の信用保証料補助金との差額とする。

2 前項の信用保証料補助金の総額は、予算に定める額を限度とする。

(利子補給金等の交付申請)

第7条 利子補給金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 東京都環境保全資金融資あっせん決定通知書の写し
- (2) 東京都環境保全資金利子補給金等交付決定書の写し
- (3) 購入した車の自動車検査証の写し

(4) 低公害車買換え支援事業利子補給金等交付請求書兼口座振替依頼書(第2号様式)

(5) その他区長が必要と認める書類

2 前条の規定による利子補給金等の交付申請の受付は、利子補給金等の申請を行う年度の4月11日(当該日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。)(以下、これらを「休日等」という。))に当たる場合にあつては、当該日の直後の休日等でない日)から翌年の2月末日(当該日が休日等に当たる場合にあつては、当該日の直前の休日等でない日)までの期間に行うものとする。ただし、交付申請を受けた利子補給金等の額の合計が、利子補給金等の交付のための予算の額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

3 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(利子補給金等交付申請額変更の申請)

第8条 利子補給金等の交付決定を受けた申請者は、交付申請額の変更をしようとするときは、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更申請書(第3号様式)を区長に提出し、承認を受けるものとする。

(交付申請額変更の承認及び通知)

第9条 区長は前条の申請があつたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金等交付申請額の変更を承認するものとする。

2 区長は、前項の承認をしたときは、低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更承認通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利子補給金等の交付決定及び通知)

第10条 区長は、第7条の規定による利子補給金等の交付の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、都の利子補給金等の確定内容を確認した後、利子補給金等の交付を決定するものとする。ただし、前条の規定により利子補給金等交付申請額の変更が承認されたものについては、変更後の内容で審査及び交付決定の手続を行うものとする。

2 区長は、利子補給金等の交付を決定したときは、速やかに低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金等の交付)

第11条 区長は、前条第2項に規定する利子補給金等の交付を決定した後、速やかに利子補給金等を交付するものとする。

(信用保証料補助の特例)

第12条 次に掲げる事項に該当するときは、信用保証料補助金は、当該各事項に定めるところにより計算した額とする。

(1) 申請者が信用保証料を一括納入したとき 東京信用保証協会が定める信用保証料分割支払回数割合により年度ごとに分割した信用保証料の3分の1を計算した額。

1円未満の端数は年度ごとに切捨てとし、端数を丸めた差額が出る場合は最終年度

に交付する。

(2) 申請者が繰上償還したとき 実際に償還した期間に基づき計算した額

2 区長は、第10条1項により、信用保証料補助金の額を決定した場合において、既に額を超える信用保証料補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(利子補給金等の交付決定の取消し)

第13条 区長は前条の規定により利子補給金等の交付決定を受けた申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、利子補給金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

(2) 申請者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定取消通知書(第6号様式)により当該申請者に通知する。

(利子補給金等の返還)

第14条 区長は、前条の規定により、利子補給金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(氏名等の変更)

第15条 申請者は、氏名、住所等の変更があったときは、氏名等変更届出書(第7号様式)にて、区長に届け出るものとする。

(承継)

第16条 申請者の地位は承継できるものとし、承継した者は、承継届出書(第8号様式)にて、区長に届け出るものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)による。

付 則(3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（提出先）
足立区長

（申請者）

所在地	〒 —		
ふりがな			
事業者名及び 代表者の職・氏名			印
電話番号 (昼間の連絡先	—	—)

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付申請書

低公害車買換え支援事業利子補給金等の交付を下記のとおり申請します。

本利子補給金等申請にあたっては、足立区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱の規定を遵守します。また、東京都の環境保全資金融資あっせん制度で交付決定がなされた利子補給金等について、足立区の利子補給金等の交付決定に必要な範囲で、東京都へ照会がなされることに同意します。

記

1 融資額及び購入額の合計

融資額	円	購入額合計	円
-----	---	-------	---

2 購入車両内訳（いずれかの□に✓をしてください。）

購入車両	使用の本拠地
メーカー・車名 車両番号	<input type="checkbox"/> 申請者に住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
メーカー・車名 車両番号	<input type="checkbox"/> 申請者に住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
メーカー・車名 車両番号	<input type="checkbox"/> 申請者に住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()

3 交付申請額

利子補給金	利子と東京都利子補給金との差額相当額
信用保証料補助金	信用保証料と東京都信用保証料補助金との差額相当額

4 申請書提出者（申請者と異なる場合は記入）

事業者名称：	
担当者氏名：	電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名

印

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付請求書兼口座振替依頼書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱に基づき、下記のとおり利子補給金等の交付を請求します。

記

請求金額 ¥ _____

〒

住 所 _____



事業者名及び

代表者の職・氏名 _____

(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

電話番号 _____

(提出先)
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合								本 店
	信用金庫 ・ 農 協								支 店
	預金種目	普 通	口座番号						出張所
	フリガナ								
口座名義人									

* 口座名義人は、利子補給金等請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名 _____



（提出先）

足立区長

（〒 ー ）

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更申請書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

添付書類

1 変更内容が分かる資料

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付変更承認通知書

先に申請のあった低公害車買換え支援事業利子補給金等交付の変更について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更理由

No. _____

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定通知書

先に申請のあった低公害車買換え支援事業利子補給金等について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 利子補給金等交付決定額

利 子 補 給 金			
年度	利子(円) (参考)	東京都利子補給金交付決定額(円) (参考)	交付決定額 (円) (利子と東京都利子補給金との差額)

信 用 保 証 料 補 助 金			
年度	信用保証料 (円) (参考)	東京都信用保証料補助金交付決定額 (参考) (円)	交付決定額 (円) (信用保証料と東京都信用保証料補助金との差額)

No. _____

様

足立区長

低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定取消通知書

足環政収第 号、 年 月 日付で通知した低公害車買換え支援事業利子補給金等交付決定について、足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 利子補給金等交付決定取消金額

利子補給金 ¥ _____

信用保証料 ¥ _____

2 理由

No. _____

年 月 日

（提出先）

足立区 長

（〒 - ）

住 所 _____

届出者名 _____

電話番号 _____

氏名等変更届出書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容（該当するものを○で囲んでください。）

氏名 ・ 住所

（1）変更前の内容

（2）変更後の内容

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

添付書類

1 変更内容が分かる資料

年 月 日

（提出先）

足立区長

（〒 ー ）

住 所 _____

届出者名 _____

電話番号 _____

承継届出書

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 承継の内容

（1）被承継人の氏名・住所

氏名：

住所：

（2）承継人の氏名・住所

氏名：

住所：

2 承継年月日

年 月 日

3 承継の原因

添付書類

1 承継の事実が分かる資料